

# さいたま市・岩槻市任意合併協議会 協議の基本方針

## 【趣 旨】

1. この基本方針は、協議を始めるにあたっての共通認識とするため、両市の合併について協議を行っていく上での基本的考え方を示すものである。

## 【協議事項】

2. 本協議会では、両市の合併に関する課題の整理を行うとともに、両市が合併する場合を想定し、合併協定項目となるべき事項について、並行して協議を行うこととする。

## 【協議の前提】

3. 協議を行うにあたっては、岩槻市からさいたま市への合併協議の申し入れ等を踏まえ、以下に掲げる項目を前提とする。

(1) 本協議会においては、両市の合併に関し、その是非を含めて、協議を行うこと。

(2) 合併する場合には、合併の方式は、岩槻市の区域をさいたま市の区域に編入する「編入合併」とすること。

(3) 合併する場合には、議員の定数は、「編入合併特例定数」とすること。

## 【協議の期間】

4. 本協議会では、市町村の合併の特例に関する法律の期限(平成17年3月末)を踏まえ、協議を行うこととする。

### 編入合併の概要

項目	内容
定義	市の区域の全部若しくは一部を他の市に編入することで市の数の減少を伴うもの。
法人格	編入する市の法人格が継続する。
合併市の名称	編入する市の名称となる。
財産の取扱い	編入する市が引き継ぐ。
事務所の位置	編入する市の事務所の位置となる。
区の設置	編入する市の区は、そのまま存続し、編入される市の区域は、新区又は編入する市の区の一部となる。
市長	編入する市の長は変わらず、編入される市の長は失職する。
市議会の議員	編入する議会の議員は在任し、編入される市の議会の議員は失職する。
原則	次のいずれかによることができる。
特例	①編入する市の議会の議員の残任期間及びこれに続く最初の一般選挙において、編入される市の区域で選挙区を設け、増員することができる(編入合併特例定数)。 ②編入される市の議会の議員で合併市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市の議会の議員の残任期間だけ在任する。
農業委員会の委員	編入する市の委員はそのまま在任し、編入される市の委員は全て失職する。
原則	編入される市の委員(選挙)のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員	編入する市の特別職の職員は在任し、編入される市の特別職の職員は全員失職する。
一般の職員	編入する市の職員は在任し、編入される市の職員は全員編入する市に引き継がれる。
条例・規則	編入する市の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)